

狛江市要綱第 102 号

狛江市病児保育室改修費支援事業補助金交付要綱をここに公布する。

令和 8 年 8 月 21 日

狛江市長 松原 俊雄



狛江市病児保育室改修費支援事業補助金交付要綱

令和 8 年 8 月 21 日

要綱第102号

(目的)

第 1 条 この要綱は、市内の病児保育室の新設又は改修に要する経費の一部を補助するため狛江市病児保育室改修費支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するに当たり、狛江市補助金等交付規則（昭和43年規則第 8 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、国が定める子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和 8 年 4 月 8 日付け成事第174号。以下「国交付要綱」という。）で使用する用語の例による。

(補助対象事業)

第 3 条 補助対象事業は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす事業とする。

(1) 国交付要綱に規定する病児対応型事業のうち普及定着促進（開設準備）に係る事業

(2) 狛江市民間児童福祉施設整備に係る契約指導要綱（平成26年要綱第66号）に適合する事業

(補助対象経費)

第 4 条 補助対象経費は、国交付要綱別紙における病児対応型事業の普及定着促進費（開設準備経費）であって、他の補助金等の交付を受けていないものうち、市長が適当と認めたものとする。

2 補助金額は、予算の範囲内において交付するものとする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、狛江市病児保育室改修費支援事業補助金交付申請書（第 1 号様式）に必要な書類を添えて、それぞれ市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、関係書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、交付の可否を決定するとともに、その結果を狛江市病児保育室改修費支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（第 2 号様式）により、申請者に通知するものとする。

(概算払)

第 7 条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、狛江市病児保育室改修費支援事業補助金概算払請求書（第 3 号様式）に必要な書類を添えて市長に提出し、概算払の請求をすることができる。

2 前項の規定により請求を受けた場合において、市長は、前条の規定による交付決定を受けた補助対象事業の目的を達成するため必要があると認めるときは、

交付決定者に対し、概算払をすることができる。

（事情変更による決定の取消し等）

第8条 市長は、第6条の規定により交付決定した後、事情の変更等により特別の必要が生じたときは、当該決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容を変更することができる。

（補助対象事業の変更等）

第9条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ狛江市病児保育室改修費支援事業補助金変更（中止）承認申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、第1号又は第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

（1） 補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

（2） 建物の規模又は構造を変更しようとするとき。

（3） 補助対象事業を中止しようとするとき。

2 補助対象事業の変更の場合にあっては、交付決定者は、第5条の規定により提出した書類のうち、変更した内容がわかる書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、速やかにこれを審査し、補助金の交付の変更若しくは中止の承認又は不承認を決定し、狛江市病児保育室改修費支援事業補助金変更（中止）承認（不承認）通知書（第5号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに狛江市病児保育室改修費支援事業補助金実績報告書（第6号様式）に必要な書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地審査により、事業の成果が第6条の規定による交付決定の内容（第9条第3項の規定による変更承認がされている場合は、その内容を含む。）に適合していると認められるときは、交付すべき補助金額を確定し、狛江市病児保育室改修費支援事業補助金額確定通知書（第7号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第12条 交付決定者は、前条の規定により補助金額の確定通知を受けたときは、狛江市病児保育室改修費支援事業補助金請求書（第8号様式）により市長に請求し、補助金の交付を受けるものとする。

2 前項の場合において、第7条の規定により概算払を受けた交付決定者は、既に市長が支払った額が前条の規定により確定した補助金額に満たない場合にあっては、その差額を請求するものとする。

（決定の取消し）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当することが判明したと

きは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは補助金の交付決定に係る命令に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が交付決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 前項の規定は、第11条の規定により交付すべき補助金額を確定した後においても適用する。

(補助金の返還)

第14条 市長は、次の各号に掲げる場合において、交付決定者に対し、当該各号に定める範囲で補助金の返還を命ずるものとする。

- (1) 第8条又は前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合 当該取消しに係る補助金額
- (2) 第9条の規定により補助対象事業の変更を承認した場合 既に交付した補助金額のうち、同条第3項の規定により変更決定した金額を超える額
- (3) 第9条の規定により補助対象事業の中止を承認した場合 既に交付した補助金額
- (4) 第11条の規定により補助金額を確定した場合 既に交付した補助金額のうち、第11条の規定により確定した金額を超える額

(財産処分の制限)

第15条 交付決定者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで市長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

2 市長は、交付決定者が前項に規定する財産を処分し、当該処分により収入があったときは、補助金の交付額の範囲内において、当該収入の全部又は一部を納付させることができる。

(財産管理)

第16条 交付決定者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。

(帳簿の整理)

第17条 交付決定者は、補助対象事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前項に規定する期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
(消費税等に係る税額控除の報告)

第18条 交付決定者は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第9号様式)により速やかに、遅くとも補助対象事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、交付決定者が全国的に事業を展開する組織の支部(一支社、一支所等を含む。)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(本社、本所等を含む。以下同じ。)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき、前項の規定による報告を行わなければならない。

- 3 市長は、前2項の規定による報告があった場合は、交付決定者に対し、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることができる。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に交付決定した者に対するこの要綱の規定の適用は、なおその効力を有する。